

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの
女と男
ひとひと



特集「女性に対する暴力
～なくそう! ドメスティックバイオレンス～」

- ドメスティック・バイオレンスとは?..... 2
- 図で見るドメスティック・バイオレンスの実態..... 6
- 支援活動の現場から..... 8
「女性と子どもの民間支援 みもざの会」安田寿子
- 加害者への取り組み..... 10
「メンズサポートルーム」味沢道明
- 解決に向けて～一歩を踏み出すために～..... 12
女性相談の窓口..... 16

特集

DV 女性に対する暴力

～なくそう! ドメスティックバイオレンス～
Domestic Violence

夫・恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、
セクシュアル・ハラスメント、性暴力など、女性に対する暴力は、
女性の人権を踏みにじるものであり、決してあってはならない犯罪行為です。
中でもドメスティック・バイオレンスは、最近様々なメディアを通じて社会問題として
取り上げられるようになり、平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する法律(DV防止法)」が施行されるなど、問題解決に向けての取組が急ピッチで
進められています。けれども、「夫婦げんかの延長」などと誤ったイメージでとらえている人が
まだまだ多かったり、取組も始められたばかりで不十分な部分が多くあるなど、課題は
山積しています。今回の特集では、女性への暴力の中でも特にドメスティック・
バイオレンスの問題に焦点を当て、その実態と課題、解決に向けての
方策等について考えてみたいと思います。

ドメスティック・バイオレンスとは？

定義

ドメスティック・バイオレンス(domestic violence、DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性への暴力のことを言います。ドメスティックを直訳すると、「家庭内の」という意味になり、ドメスティック・バイオレンスは家庭内暴力全般と混同されることがあります。しかし、欧米では、(元)夫、別居中の夫、内縁関係の夫、婚約者、同棲相手、(元)恋人などからの暴力の問題を、男女の不平等に起因する問題の一つとしてとらえ、家庭内暴力全般(family violence)の問題と区別して考えようという視点で使われ始めた経緯があり、日本でも同様の視点でこの言葉が用いられるのが一般的です。

背景

男性の力の行使によって、女性に恐怖感を植え付け、女性の安全や尊厳を脅かすドメスティック・バイオレンス。その背景には、「妻は夫の言うことを聞くもの」という女性を男性の下と位置づけて見る意識や、「少々の暴力は、男なら当たり前」という、暴力による支配を容認する社会的な風潮があります。また、「夫婦げんかは犬も食わない」、「法は家庭に入らず」という言葉に表されるように、単なる夫婦げんか、個人的な問題として見過ごされてきました。けれども、ドメスティック・バイオレンスは、社会的・経済的・体力的に力を持っている側の男性が、弱い立場にある女性をコントロールしようとする手段であり、社会問題・人権問題として、根絶に向けて取り組まなければならないものです。

どのような暴力なのか？

ドメスティック・バイオレンスは、殴る・蹴るだけではありません。形を変えて、いろいろな場面で表れます。いずれも女性の心や身体を深く傷つける許されない行為です。

身体的暴力

- 殴る。蹴る。突き飛ばす。平手で打つ。物を投げつける。物でたたく
- つかんだり、つねったり、こぶいたりする
- 胸ぐらや肩をつかんだり、壁などに押しつける。腕をつかんでねじる
- 殴るふりや物を投げるふりなどをしておどす
- 首を絞める。首を絞めるふりをする
- 髪の毛を引っ張ったり、つかんで引きずり回す
- 以前受けた傷や、完治していない傷などを故意にたたいたり蹴ったりする
- 刃物などを突きつけておどす。刃物などで傷つける
- 熱湯を浴びせる、たばこの火を押しつけるなどでやけどをさせる
- 家の外やベランダに閉め出す

精神的暴力

- 外出や、実家・友人とのつきあいを制限する
- 外出や、交友関係、電話などを細かくチェックする
- 家計費などお金の使い途を細かく報告させる。生活費を渡さない
- 働かせなかったり、仕事を辞めさせたりする
- 命令するような口調でものを言う
- 悪くもないのに謝らせるなど、したくないことを強制する
- 「誰のおかげで食べられるんだ」、「バカ」、「役立たず」などと言う
- 相手が何を言っても無視する
- 相手を人前でバカにしたり、他人に対して相手の悪口を言う
- 相手の大切なものをわざと壊したり捨てたりする
- 大声で怒鳴る
- 相手が病気の時でも家事をさせる
- 相手が病気の時やけがをした時でも、病院にかからせない

性的暴力

- 相手の気が進まなかったり、病気の時でも性行為をする
- 暴力的に性行為をする。不快・屈辱的なポーズや方法で性行為をする
- 性病を移す
- 相手は見たくないのに、ポルノ雑誌やポルノビデオを見せる
- わい談や性的な自慢話を聞かせる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 中絶を拒否する
- 「子どもができないのはお前のせいだ」などと非難する

◎複合的にふるわれる暴力 被害を受けた経験者の多くは、これらの暴力が単発ではなく、いくつか合わさって起こると打ち明けています。

●事例1

夫は暴力をふるった後、セックスを求めてくる。拒否するとまた暴力をふるい、「応じなければ離婚してやる」「浮気をしてもお前のせいだ」などと脅し、応じるしかない。夫は避妊に協力せず、10年間で4回も中絶した。

(30代女性)

[日本DV防止・情報センター編 1999『ドメスティック・バイオレンスへの視点』
夫・恋人からの暴力根絶のために』朱鷺書房より

●事例2

夫は、殴ると私が家を出ると思っていたようで、ケガをするほど殴ることはなかったのですが、こぶしを頭に強く押し付けたりしました。言葉の暴力がひどく、特に私が会社の歓迎会やカラオケなどで帰りが遅くなると、前もって伝えておいても「男じゃないんだから遅くなるな」とひどく怒りました。そのうち私は、会社の付き合いには、全く参加できなくなりました。(40代女性)

[戒能民江監修 2002『ドメスティック・バイオレンス 夫婦ゲンガが犯罪になるとき』
主婦と生活社より

繰り返される暴力

被害を受ける女性は、いつでも暴力をふるわれているわけではありません。1970年代に、アメリカでこの問題についての先駆的取組を始めた心理学者レノア・E・ウォーカーは、ドメスティック・バイオレンスには大きく分けて3段階のサイクルがあると提唱しました。

緊張の蓄積期

加害者

些細なことでイライラし、相手に対して小言や暴言をはいたり、比較的軽い暴力をふるう。それがだんだん多く激しくなっていく。

被害者

相手の言動を、加害者本人のせいではなく「仕事で嫌なことがあったから」とか「自分の気が利かなかったから」と別の理由のせいにしようとする。そのため、相手の希望に添うように努め、加害者を刺激しないように気を遣う。

ハネムーン期

加害者

相手に対する行き過ぎた行動を認め、後悔・反省する。二度と暴力はふるわないと許しを請い、自分自身もそうできると信じている。相手への罪悪感と愛情が増し、誠実さをわかってもらうために、優しくしたりプレゼントをしたりする。時には他人を味方に頼んで、相手に対し自分のもとにとどまるよう説得する。

被害者

相手の態度や行動から、相手の愛を信じ、相手が本当に変わることができると信じ込もうとする。今の優しい相手こそが本当の姿だと信じ、たとえその前に助けを求めたり、別れを決意していても、撤回してしまう。

暴力の爆発期

加害者

相手には予測不可能なタイミングで、高まってきた緊張が爆発する。怒りをコントロールできなくなり、激しい暴力をパートナーにふるう。

被害者

激しい暴力により心身ともに深刻なダメージを受けるが、その深刻さゆえに虚脱状態に陥ったり、折り合いをつけるため傷を過小評価することもある。そのため、治療を受けたり、支援を求めたりする場合も、暴力の発生直後でないことがある。自ら助けを求めることもあるが、そうでない場合にはこれまで以上の暴力を避けようとして、加害者に従順になる。このため、第三者が介入しようとしても、けがを隠したり加害者をかばうことがある。

こうしたサイクルは、ドメスティック・バイオレンスが表面化しにくく長期化しやすいことと密接に関わっています。いつでも暴力が起こっているわけではないし、人によっては暴力の爆発が数年、十数年に一度という場合もあるため、被害者の多くは、また加害者自身も、暴力を一過性のもの、例外的な出来事としてとらえたりします。けれどもドメスティック・バイオレンスは繰り返されます。そして、一般的には、サイクルが繰り返されるたびに、各段階での期間は短くなり、暴力の程度もエスカレートしていきとされています。

また、このサイクルは、すべてのドメスティック・バイオレンスに共通するものではありません。加害者の中には、悔恨・反省することなく、「緊張の高まり」と「激しい暴力」ばかりを交互に繰り返す人もかなりいます。

ドメスティック・バイオレンス についてよくある疑問

Q 夫婦げんかのことまでDVと騒ぎ過ぎているのでは？
けんか両成敗ではないのですか？

A 夫婦げんかと違ってドメスティック・バイオレンスの特徴は、暴力をふるう側が同じで、二人の力関係が固定的であるという点です。これは、社会における男女の経済的格差や社会的信頼度の差といった男女の不平等、さらにはより直接的に男女の体力差と密接に関わり合っています。この序列関係は容易に転換できないので、やられたらやり返せば済むというものではありません。その上、やり返したことがある女性の多くが、「ひとつやり返したら何倍にもなって返ってくる。そのうち無気力になり、早く終わって欲しいとだけ考えるようになった。」と告白しています。男性が暴力によって女性支配を繰り返す結果、女性は身を守るため更に従順になり、この不平等関係はますます強化されるという悪循環に陥りやすいのです。

Q 暴力をふるう男性は、異常で特別な人？
パートナーが暴力をふるう人かどうか、見極める方法はあるのですか？

A 暴力をふるう男性の職業や社会的地位、年齢、収入、学歴などは様々で、決まったタイプはないと言われています。むしろ、外では明るく人当たりの良い人が、家庭では暴君になっているケースが多く紹介されています。また、いつでも暴力的というわけではなく、相手が逆らわず自分の思うとおりになっている限りは、優しく模範的な夫という場合もあります。「男は強くたくましく」とか「けんかには勝つものだ」などの考え方が、男らしさとして知らず知らずのうちに男性に染みついてしまっているという意味では、あらゆる男性が加害者になってしまう可能性があります。暴力をふるうかどうか見極めるための、決定的方法があるとは言えません。

Q 女性にも暴力を受けるだけの非があるのではありませんか？

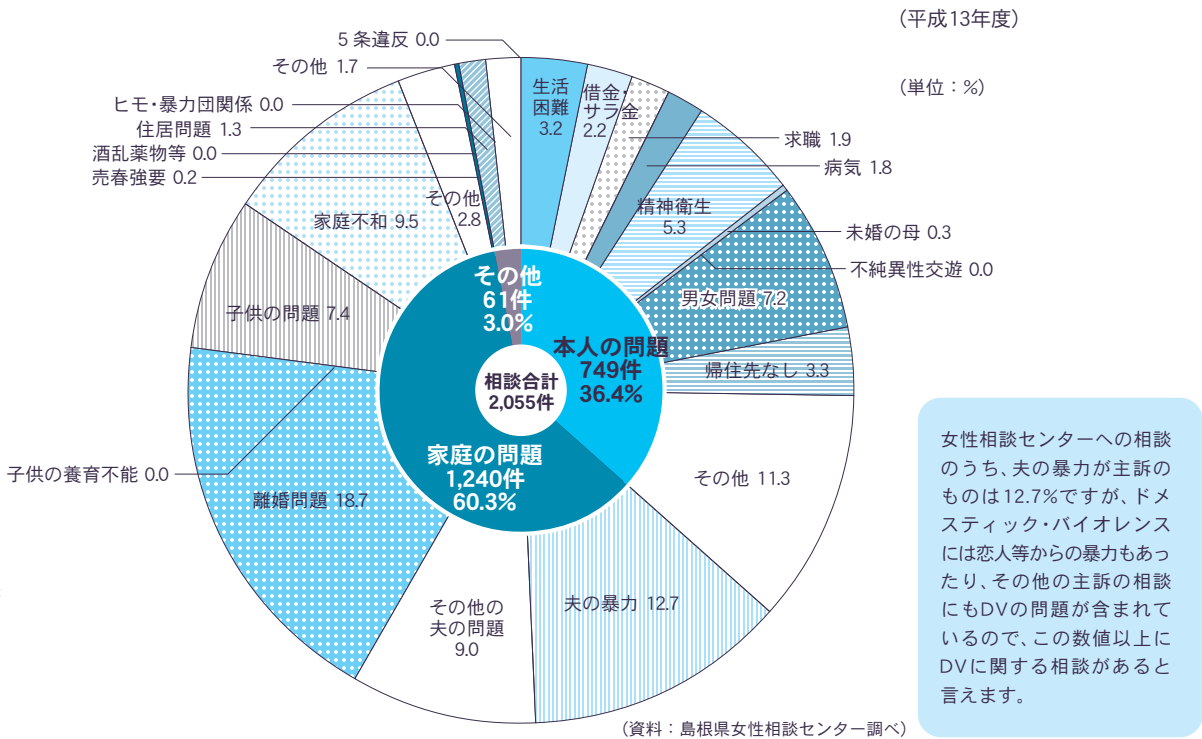
A これは、加害者側の言い分としてよく耳にする言葉です。また、被害者自身からも「私がちゃんとしていなかったから」などの発言が聞かれることがあります。けれども、暴力を正当化できる理由は何もありません。力による支配が人権侵害である上に、暴力では本当の問題は解決できないからです。

また、「被害者にも非がある」という考え方に基づく、周囲の態度や相談窓口での対応が、被害の当事者を深く傷つけ、暴力の潜在化・長期化の温床になることもあります。被害者に落ち度があることと、暴力をふるってよいこととは、別の次元の問題であるときちんと理解し、どんな理由があろうと「暴力は犯罪であり、絶対許されない！」と誰もが認識することが必要なのです。

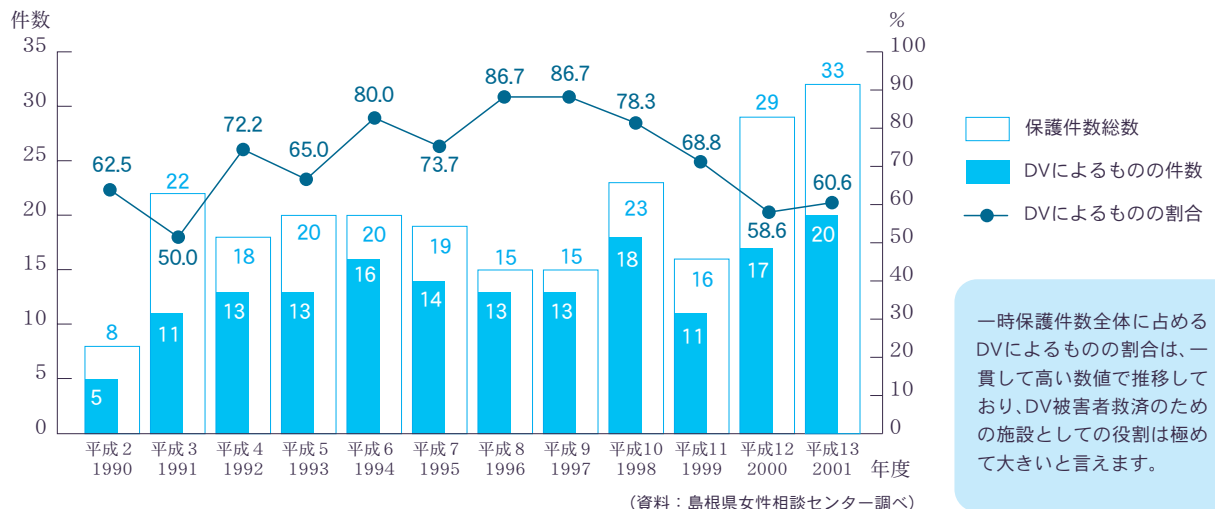
図で見るドメスティック・バイオレンスの実態

ドメスティック・バイオレンスは、決して他人事ではありません。
各種統計や調査から、全国や島根県におけるドメスティック・バイオレンスに
関する現状を知り、何が課題かを見つめ直していきましょう。

1 島根県女性相談センターの主訴別相談内容 [島根県]



2 島根県女性相談センターの一時保護件数の推移 [島根県]



注)平成11年度までのDVによるものとは、保護理由が「家族紛争」(夫からの暴力以外に父親・息子・兄弟等の家族からの暴力を含む)であるもの。

3 配偶者による暴行・傷害・殺人事件 [全国]

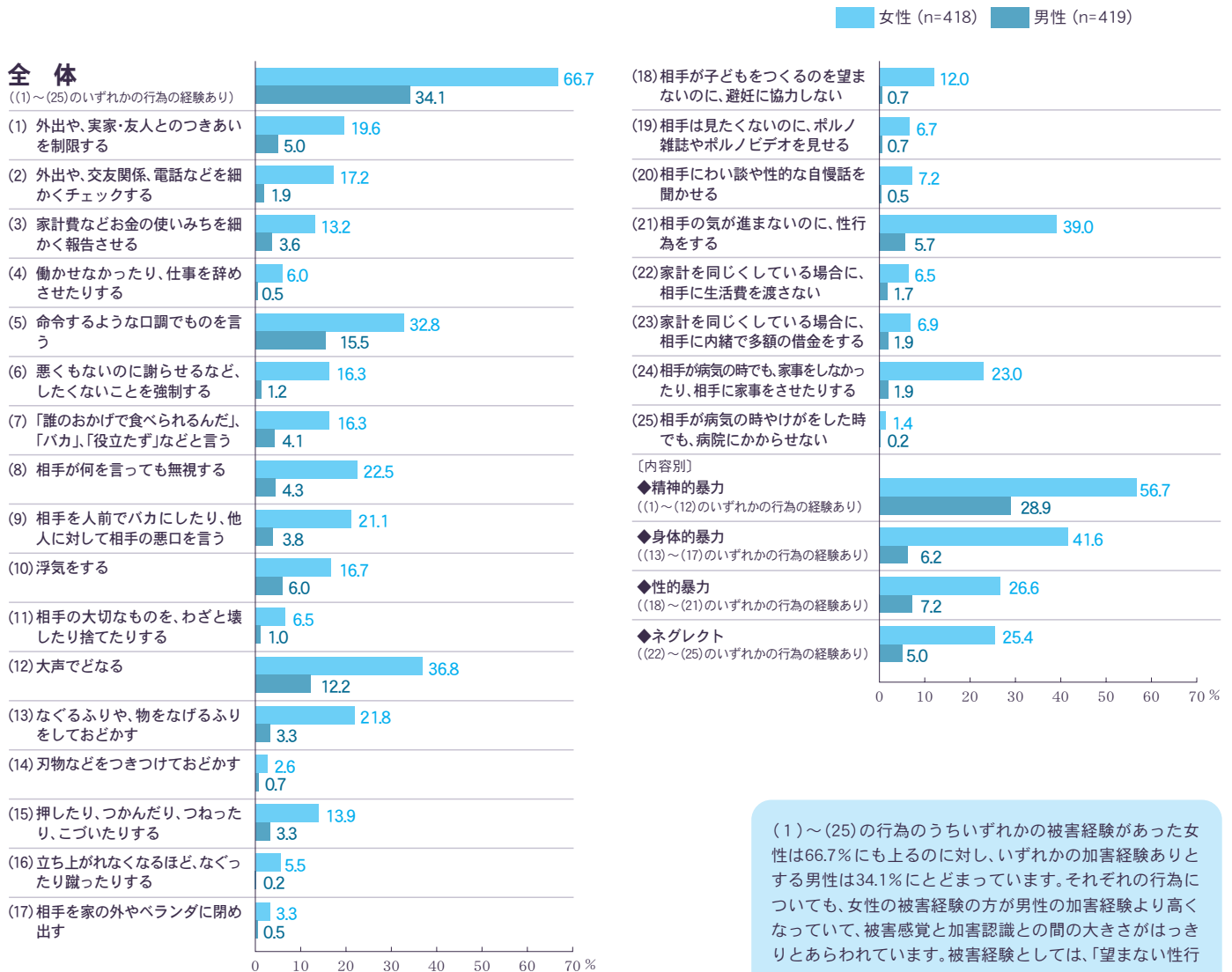
「配偶者間における刑法犯検挙件数のうち女性が被害者となった事件の割合」(平成13年)

暴行…97.4% (156件中152件) 傷害…97.1% (1,097件中1,065件)
殺人…60.7% (191件中116件) (資料：警察庁統計)

夫婦間で起こる暴行、傷害事件は、圧倒的に夫から妻へという構図になっています。また、夫が殺されるケースの中には、繰り返される暴力に耐えかねた妻というものもかなりあり、事件の加害者であっても、ドメスティック・バイオレンスという点では一般に女性は被害者であると言えます。

4 被害と加害の経験 [島根県]

問 女性：あなたはこれまでに夫、パートナーから次のような行為をされたことがありますか。
男性：あなたはこれまでに妻、パートナーに対して次のような行為をしたことがありますか。



(資料：島根県「女性に対する暴力に関する意識・実態調査」平成14年(速報値))

注)「女性」は自分がこれまでに夫やパートナーからその行為を受けた経験ありと回答した比率。「男性」は自分がこれまでに妻やパートナーにその行為をした経験ありと回答した比率。

(1)～(25)の行為のうちいずれかの被害経験があった女性は66.7%にも上るのに対し、いずれかの加害経験ありとする男性は34.1%にとどまっています。それぞれの行為についても、女性の被害経験の方が男性の加害経験より高くなっていて、被害感覚と加害認識との間の大きさがはっきりとあらわれています。被害経験としては、「望まない性行為」、「大声でどなる」、「命令口調」などが多く挙げられています。一方、加害経験としても「命令口調」、「大声でどなる」は比較的高いものの、身体的暴力や性的暴力は全体的に加害認識として非常に低く、男女間の認識のズレが顕著です。

支援活動の現場から

女性と子どもの民間支援 みもぎの会 代表 **安田 寿子**
toshiko yasuda

「お願いします！助けてください。このままだと殺されるかも・・・」電話の向こうで、泣き声とやっと聞き取れるかすかな声。このような悲痛な叫びを何度聞いたことだろう。走り出すスタッフ。みもぎの専用電話が鳴ると、スタッフは必ず2人以上で支援体制に入る。

現場へ車を走らせながら、同伴者の確認、病気・ケガの確認、食事の有無、衣服・寝具の準備と、携帯で連絡を取りつつ、最低4人のスタッフが動き出す。深夜12時を過ぎて電話が鳴ることもしょっちゅうである。行政が出来ない溝になる部分を埋めていくのが私たち民間ボランティアである。全国の民間シェルターの立ち上がりは、ほとんど、行政で出来ない部分を民間が担う役割から始まったのではないかと思う。みもぎの会もそうである。

春一番に咲くアカシアの一種「みもぎの花」。小さな黄色い花が寄り添い、大輪の花になる。黄色という希望の色が、被害者にも春を運ぶ。「風を起こすには動かなくては」と5人で始めた活動が、今では会員50名の大輪に成長した。DV被害者一人ひとりが傷ついた花であっても、大輪の花の中に加わり、新たに自己実現し、誰もが持っている生きる力を引き出してエンパワーしていく。そのために、スタッフは被害者と同じスタートラインに立ち、寄り添い、サポートをする。指導、更正してあげるといった言葉は禁句である。なぜなら、スタッフは皆ただの女性であるから。

民間という自由には、肩書きも何も要らない。『女性も人間らしく、安心・安全・自由という人権が守られてもいいんじゃない？』と義憤にかられたバカの集団」だとは、ある運営スタッフ仲間の言葉。このバカの集団もまんざらではない。国は、DV防止法施行と

ともに、「民間のノウハウも学んでください」と、法を円滑に運用する文書を作成し、そこにそのノウハウが盛り込まれた。そして、スタッフは、現場で失敗したこと、司法の場・警察との密接な信頼関係、行政との連携等について、試行錯誤しながら体制を整えることができた事実を、現在様々な場で体験発表し、資金稼ぎをしている。最近、スタッフ同士で「みもぎの会は、全国的にも珍しいよね。」という話が出ている。それは、警察、行政から支援物資をもらえることである。現在、鳥取県内に一戸建ての民間シェルター3か所を運営し、常時5組前後のDV被害者を支援している。シェルターに入所された被害者について、まず連絡するところは、所轄の警察署である。安全を守ってもらうために、必要なことは言うまでもない。例えば、「幼児が3人です。何歳です。」と連絡すると、若い署員が、「うちの子どものものだけど、着られたら使ってください。」と紙袋を渡してくれる。また、「身障者同伴です。ベッドが欲しいのですが・・・」と図々しく言うスタッフにも、「じゃ、探してみる。」と言って、2、3日後には届けてくれる。民間と警察との信頼し合った連携体制があるからこそ、被害者の安全が保たれているのも事実である。

また、身も心も傷ついた被害者に、シェルターは癒しの場でなければならない。そのために、シェルターでは、自分の好きなものを食べてねと、副食費として現金を渡している。これまでずっとそうしてきた。前年度までは、すべてスタッフの持ち出し金と会員カンパでまかかってきたが、今年度からは、鳥取県が全国に先駆けていち早く私たち民間シェルターと一時委託契約を結んでくれた。そのため、被害者は、これまでより贅沢とまではいかないが、自炊で好みの食事を作っ



て自由な時間に食べてもらえる。これは、アットホームな空間でゆっくり休んでほしいというスタッフの意向でもある。

民間の自由なシェルター活動でなければ、受け入れ不可能なケースもある。20代の障害者を連れて全国各地を逃げ回っていたYさんは、みもぎの会との出会いを地獄で仏に会えたと言われた。全国を転々とし、憔悴しきった声で、みもぎの会を最後の頼みと藁をも掴む思いで電話をかけてきたのだ。それまでは、「同伴者が男性だから婦人相談所では受けられません。」と公的シェルターの冷たい声。また、他の民間シェルターの返事は、「女性の同伴者だったら受けます。」といずれも断られた。みもぎの会は「受けましょう。」と決断の返事。そして、会員の献身的な持ち寄り支援で、現在は障害も安定し、親子元気に民間アパートで自立している。そのシェルターは、現在、ペット同伴も受け入れるシェルターとして稼働中。それは、母親と子どもたちが父親などから暴力・虐待を受けた心の傷の深さには想像を絶するものがあるが、このような被害者にとって、ペットがセラピストの役割を果たしていることが最近広く知られるようになってきたからである。ペット同伴のシェルター入所は、禁止すべきでないスタッフは考えている。となると、民間で規則のゆるやかなシェルターが必要となる。民間のゆるやかな規則・自由な発想で運営するシェルターが、癒しの場、支援の場という面を考えた場合、必要ではないかと国も認めていると思う。

私たちは、昨年度49人と4匹のシェルター入所、そして82人の人たちに面談対応しました。中国地区内はもとより、関西、関東、九州と広域的な支援活動

女性と子どもの民間支援 「みもぎの会」とは・・・

ドメスティック・バイオレンスなどで心身に深い痛手を負った女性たちが、自分自身を取り戻し、生活を再建していくためのサポート団体で、平成12年春民間シェルター(緊急一時避難所)として発足。

現在、鳥取県内で3か所のシェルターを運営し、女性と子どもの保護や安全対策、離婚手続きなど諸手続のアドバイス、援助物資の収集など、自立に向けての様々なサポートを行っている。

「みもぎの会」TEL 090-8064-1754
TEL 090-3748-8312

です。そして、今年度は、7月末で32人と1匹のシェルター利用者です。既に50人近くの人たちから相談を受け、助けを求める被害者が年々増え続けていることがうかがえます。

最後に、被害者支援で対応に当たられた、山陰のある地方都市の福祉課長の言葉を紹介します。「当市で花を咲かせたいと言うなら、行政として出来る限りの支援をしましょう。」この言葉に涙した被害者は、その地で新たな人生を子どもさんと一生懸命に歩き出しています。



memo

現在、鳥取県内には県が設置する一時保護所以外に、民間の一時保護施設はありません。もちろん、シェルターの設置だけでドメスティック・バイオレンスの問題が解決するわけではありませんが、全国でも、公的・民間双方を合わせたシェルターが圧倒的に少ないという現状の中で、被害者支援が救済・保護のみで精一杯になり、女性たちが新たな一歩を踏み出し自立するまでの十分なケアに至っていないのも確かです。今はまだ逃げるしかない被害者の援助を、さらに充実していく努力が、行政、民間の区別を問わず求められているのです。

加害者への取り組み

メンズサポートルーム 味沢 道明
michiaki ajisawa

DV防止法施行後、事件の件数は増加するのは当然のこととしても、事件の陰湿化、凄惨化も感じさせる報道もあるようで、DV防止法がDV防止にはさほど役立たない、という私の危惧が現実化しつつあるのではないかと思います。

私は男性運動（メンズ・リブ）の中で、男の暴力性や攻撃性がジェンダーの病として、誰にも内在していることを理解しています。加害男性が特別な悪人だとか、暴力的な人だとは思いませんし、マスコミの流す、DV男のイメージは現実離れしていることを知っています。加害者と言われる人達の多くが、律儀で、きまじめで、責任感もある、そんな人が多いことを知っています。私はDVがどうして起こり、どうすれば解決していいのか彼らから学んできました。それは、私の自らの体験や、メンズ・リブ運動の中で学んだこととちゃんと重なり合うものでした。

私は非暴力グループワークやメンズカウンセリングと言う形で、ここ数年加害男性の脱暴力支援を行ってきました。加害者が、非暴力化し人間関係を回復していくことを目的としています。それは彼自身のためにもまた、被害者のためにもなります。しばしば、暴力は治らない、男は変わらない、ということも聞きます。が、そうであれば、脱暴力支援は無意味であり、非暴力化した人があらわれるはずはありません。けれど、現実には、多くの受講者やクライアントが非暴力化しています。また、離婚したら解決するという言い方もされますが、離婚後にもトラブルや事件が起こりうるのは事実。結局、前述のごとき言説が流布するのは、これまで加害男性が非暴力化できる条件がなかったし、被害者は唯一離婚という形でしか対応できなかった、というだけのことと考えます。

私は、暴力を人が成長の過程で学習する行動様式とらえています。家庭や地域、学校などで、大人は子どもを管理するのに教育やしつけの名のもとに、暴力

（有形無形を問わず）を用います。権力、経済力、暴力などを用いて人は人を支配管理します。その文化的上下構造（ヒエラルキー）が安定と秩序をもたらすだけなら問題はありませんが、往々にして人権侵害や様々な差別を生み出します。そしてその構造に依存する男が、それに異議申し立てする家族の言動に自らのアイデンティティーの危機を感じ、防衛的な態度になることにつながってきます。その際、自分の心理状況を自覚し、それを言葉で表現できれば暴力は不要ですが、暴力で人を管理することだけを学んだ男たちは、暴力で自分を防衛するしかありません。

私が加害男性の非暴力化を支援する（あえて加害者支援といいますが）際の基本テーゼは「暴力は学んだ文化だから、非暴力を学び直すこともできる」ということです。この基本テーゼから非暴力のためプログラムを組みます。非暴力グループワークにせよ、メンズカウンセリングにせよ、基本は受容的共感的対応です。説教や指導にはならないように気をつけています。それは、上下関係しか知らない男たちに必要なのは、水平対等な人間関係で、説教や指導ではその関係は教えられないからです。が、受容的に接することに対する批判はしばしばある所です。そんな男は甘やかしても変わらない、加害男性は嘘つきだから変わったフリをするだけ、被害者が苦しんでいるのに加害者が楽になるなんて受け入れられない・・・などなど。被害者感情からは、いずれも当然の事です。が、その感情に巻き込まれて、援助者が被害者と一緒に加害者を責めることで問題解決につながるのか、被害者の安全と幸福を実現できるのか、冷静に考えなければなりません。

DV防止法施行後、保護命令は多く出されているようですが、中途半端な保護命令が、加害者の感情をおり、事件がより困難な方向に進む可能性さえあります。初期の保護命令違反の実刑判決となったケースで



味沢 道明 ● あじさわ・みちあき

食品会社・薬品会社等で試験開発業務のサラリーマン生活を10年。仕事を辞めて半年専業主夫。後にパート主夫をしながら自宅でエコロジカル料理教室を主宰。
メンズ・リブ研究会世話人、大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）運営協力会議委員（1995年度）、メンズサポートルーム共同代表、レターカウンセリング「あのね」代表。
メンズカウンセリングや非暴力ワークで、加害者の脱暴力支援を展開中。
「メンズサポートルーム」
TEL 075-502-4860

は、住居侵入ですが、本人は「とにかく妻に気持ちを伝えたかった」だけなのに、妻にすれば「復讐に来た」のです。現実認識に大きな隔たりがあります。夫の感情や意志を無視して法的制裁で対応するだけで、夫が改悛し、非暴力化すると考えることは、私にすればDVの真実を理解していない者の甘い考えとしか思えません。

アメリカでは、加害者に対する強制的非暴力プログラムの受講が法律で制度化されています。刑罰を受けるか、非暴力プログラムを受けるか、選択できます。そのプログラムも、マサチューセッツのメンズリソースセンターの場合、有効性が60%を超えています。法的制裁だけでは、DVが無くせないということをアメリカは実証しています。

私の行う加害男性の非暴力化には、次の概念とプロセスが基本です。

- 概念としては、
- ・ジェンダーフリー
 - ・ヒエラルキー（階層秩序）からの解放
 - ・当事者性
 - ・家族概念の多様性 等が、
- プロセスとしては、
- 1) 自己認識
 - 2) 感情認識
 - 3) 感情受容
 - 4) 感情表現
 - 5) コミュニケーションスキル
 - 6) 個としてのアイデンティティー確立
- 等が必要です。

加害者の多くは男らしく、責任感を持ち、弱音を吐かず、出世すること（上下構造の社会で落ちこぼれずに登り続けること、勝ち続けること＝ヒエラルキー依存）等がアイデンティティーになっています。この価

値観に縛られた夫が、妻に馬鹿にされたり負け犬呼ばわりされて、人格を傷つけられた時、悲しみや、怒りを言葉で表現できずに、過去に学んだ（やられたらやり返してきなさい、と）暴力という行動で自己防衛します。従って、自分の様々な感情がいずれも自然なものであり、言葉で表現できること、暴力ではそれが伝わらず、逆に誤解と混乱を招くということ、頭で理解するだけでなく、具体的に言葉で話したり、態度で表明したりという、実際のトレーニングが必要です。

私は男として同じ世界を生きているという認識でそれぞれの男たちに向き合います。自分に自信が付き、人間関係が修復できれば、離婚するしないは問題ではなく、どのような形であっても、相互の人格を思いやり、人間関係や家族の関係を維持できるということも伝えます。別居が、与えられた処罰ではなく、又離婚が破局でもなく、それぞれが豊かな人生を取り戻すための大切なプロセスであることを理解してもらえよう、ワークやカウンセリングを進めます。いずれにせよ、加害者の非暴力化に必要なのは、当事者の状況や感情を理解し、行動変容に向けて寄り添える支援者の存在であり、審判、糾弾、責任追求、処罰は、法律家、警察の仕事であって、非暴力支援をする者はすべきではありません。

memo

ドメスティック・バイオレンスの根絶のためには、被害者の救済・支援のみならず加害者へのアプローチが欠かせません。しかしながら、日本ではいまだに加害者への取組について法整備等されていないこともあり、自発的に非暴力に取り組もうとはしない男性の方がまだまだ多いのが実状です。加害者を暴力に走らせてしまう原因の理解を含め、ドメスティック・バイオレンスに対する認識が深まれば、今後ますます脱暴力への取組の重要性は増してくるでしょう。

解決に向けて

～一歩を踏み出すために～

現在、ドメスティック・バイオレンスの問題への対応は、今まさに被害にあっていて女性をいかに救済・支援するかということを中心に進められています。被害女性にとっては、これ以上の暴力を断ち切るためにも、まず加害者から離れることが急務です。しかし、現実には、加害者のもとから逃げ出せずにいる女性が大勢います。

②子どもや他の家族、 周囲を気遣う

「子どものために両親が揃っているべき」、「離婚しても経済力がないと子どもを育てられないのでは」という思いから、我慢して家に留まる被害者が大勢います。家族や周囲から「それくらいよくある事」、「子どものために我慢しなさい」などと言われてあきらめてしまうこともあります。また、逃げて、加害者が家族や周囲にしつこく連絡したり、嫌がらせするなど、迷惑が及ぶのではと気遣って、自ら思いとどまる場合もあるのです。

③逃げる場所が 確保できない

逃げる先として親類や知り合いの家を思い浮かべる人が多いかもしれませんが、加害者からの追跡を逃れるためには、そこへ行くのは避けた方がよい場合が多くあります。最も安全な避難先は、専門の緊急一時保護所(シェルター)でしょう。しかし、現状では、施設の不足など支援体制が十分整っているとは言えません。また、被害者は社会的に孤立している場合が多く、そうした避難所の存在自体知らないであきらめてしまうこともあります。

①逃げること自体が 危険で難しい

被害者が逃げることに加害者が気付いた場合、怒りのためにもっと暴力がひどくなることは多くの事例が証明しています。被害者には、見付かってつかまりはしないかという不安が常につきまといま

④被害者の 心理的ダメージ

長い間の暴力や脅しにより、恐怖を繰り返す味わう被害者は、そもそも逃げることすら考えつかなくなったり、「逃げてどうしようもない」という無力感や絶望感に襲われます。今の状況を積極的に打破し行動しようという気持ちがだんだん失せてくるのです。

逃げられない 理由

被害者が逃げられない理由は
いくつもあります。

⑤女性の自立の 困難さ

被害者の多くは仕事を持っていないか、持っても十分な収入を得られていないなど、経済的に加害者に依存しています。また、仕事をもち、自立できるだけの収入を得ていたとしても、加害者と離れるためには仕事を辞めざるを得なくなる場合があります。こうした事情により、暴力に耐え続けている被害者も少なくありません。

これらの理由が複雑に絡まりあって、被害者が暴力を受けながらも加害者のもとにとどまらざるを得ない状況が生まれています。

けれども、逃げることは、悪いことでも責められるべきことでもありません。人は誰でも暴力の恐怖に脅かされることなく、安心して生活する権利を持っているのです。

暴力を断ち切るために

被害を受けた女性を支援・保護する法律・・・DV防止法とは？

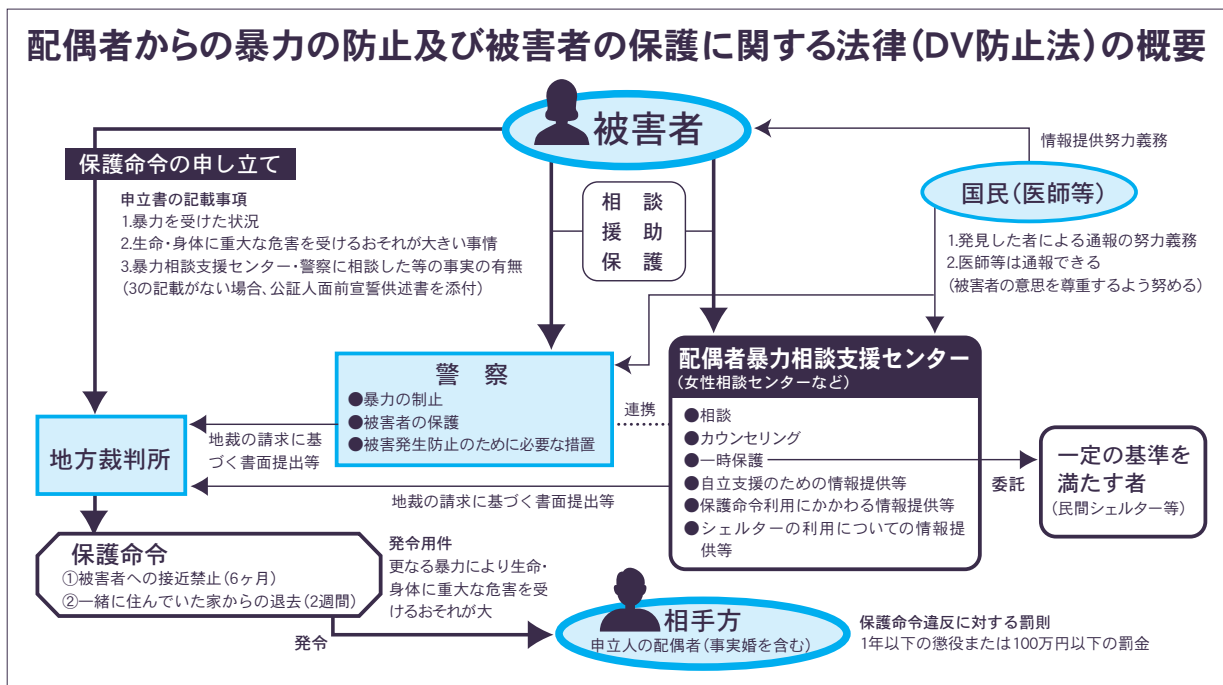
平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」が成立・公布されました。ドメスティック・バイオレンスが女性の人権侵害であり、犯罪となる行為であることを明記し、

1 ドメスティック・バイオレンスについての通報の努力義務

2 配偶者暴力相談支援センターによる相談・一時保護・自立支援等の機能の規定

3 被害者の安全確保のための保護命令制度

などについて定めています。



(戒能民江監修 2002『ドメスティック・バイオレンス 夫婦ゲンカが犯罪になるとき』主婦と生活社 より)

DV 防止法は、被害者支援にとって大きな一歩ですが、一方で次のような点が不十分と指摘されています。

- ①対象となる暴力が身体的暴力のみに限定されている。^(注1)
- ②対象となる配偶者には事実婚・内縁関係は含まれるが、元配偶者、単なる恋人・同棲相手は含まれない。^(注2)
- ③被害者にとって保護命令の手続きが難しい。
- ④保護命令中の接近禁止には、子どもや親などへの接近禁止は含まれない上に、加害者からの電話・手紙等によるコンタクトも禁止されていない。
- ⑤保護命令中の退去命令では、退去期間の延長や再申し立てができない。

施行 3 年後には、こうした状況も踏まえ、内容の見直しがされることになっています。被害者が不利益を被ることのないよう、現場で支援する諸機関、担当者などは、連携・協しつつ対応を充実していくことが求められています。

[注]

- 1) ただし、長期に渡る言葉の暴力等による PTSD (post traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害) などの症状が被害者に見られる場合は含まれる。
- 2) 元配偶者の場合、保護命令の対象にはならないが、離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続きその恐れがある場合は、相談や一時保護などの支援を受けることができる。

「逃れた後には・・・」

暴力から逃れた被害者への、その後の支援には、
次のようなことが挙げられます。

(1) 心身の休養と回復

現在、配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）、医療機関、民間の相談機関などが連携を取りつつ、ケアに当たっています。

身体に受けた傷の回復はもちろん大切ですが、しばしば長い間にわたり被害を受けた女性の心の傷は、簡単に癒えるものではありません。そのため、次のような症状や影響がよく見られます。

- 慢性的な疲労感、頭痛、腹痛、睡眠不良、動悸・息切れなどの身体的症状
- 血圧上昇
- 胃腸障害
- うつ症状、不安症状、PTSDなどの精神的症状
- 自殺未遂
- アルコールや薬物(ドラッグ)の使用及び依存
- 望まない妊娠、性病感染、性交の際の痛みや困難、慢性的な性器の痛みなどの産科・婦人科系の疾患

(神奈川県立かながわ女性センター 1999『援助者のためのドメスティック・バイオレンス対応の手引』より)

被害者の心の傷がなかなか回復しづらいのは、彼女自身が弱いからでも努力が足りないからでもありません。専門家のアドバイスや援助を利用しつつ、被害者が自ら前向きな気持ちを取り戻せるようになるために、長い時間をかけての根気強いケアが必要なのです。

(2) 生活支援

一時保護後の落ち着き先（住居）の確保、子どもの転校や離婚などの諸手続、職業訓練や就職の紹介など、暴力から逃げた後には、新たな生活を始めるためのあらゆる事に援助が求められます。配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）、福祉事務所、民間の支援機関などでは、これらの生活支援や専門家の紹介などを行っています。

また、諸事情により被害女性が「帰宅」を決めることもありますが、それが本当に被害者の本心なのか、暴力の再発の恐れはないのかなど、被害者の安全を第一に考えた対応をする必要があります。帰宅後も必要に応じて相談を継続するなど、帰宅したらそれで終わりというわけではなく、長期的な支援が必要とされているのです。



「何から始めるか」

ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには、これまで述べてきた、被害者の支援に関わる短期的・対症療法的な対応ばかりでなく、多方面から取組を進めなければなりません。より根本的には、社会における女性差別や暴力容認など、ドメスティック・バイオレンスにつながる意識や構造を変革する方向で、長期的・原因療法的な取組が求められます。

私たち一人ひとりが、男女の間での力の格差を当たり前と考えたり、多少の暴力なら許していたり、家族を単位ととらえすぎたりしていませんか。次のような身近なことからもう一度見直してみませんか？

- 女性は庇護される存在なのだから、妻は夫に尽くすのが当然だと思っ
ていませんか。
- 家庭を安らぎの場にするのは女性の役割であり、妻は専ら夫のスト
レスを受けとめ、夫を癒すべき存在だと思っ
ていませんか。
- 長年連れ添っていたら、夫婦の間でお互い思っていることを言葉にし
なくても通じ合えると思っ
ていませんか。
- 家族や親しい者の間での暴力はある程度は仕方ないことだと思っ
ていませんか。
- 生意気な女性が減れば、暴力はなくなると思っ
ていませんか。
- 家庭の秩序を保つには、男性がリーダーシップを取るべきだと思っ
ていませんか。
- 男の子は、多少乱暴なくらいがいいと思っ
ていませんか。
- 男性はもともと暴力的だから、これからもDVはなくなるだろう
と思っ
ていませんか。
- 女性は夫に依存できるのだから、経済的自立は必要ないと思っ
ていませんか。
- 経済的に自立すると、女性は強くなって、家庭不和につながると思っ
ていませんか。
- 家庭の中のことは、誰かに干渉されるのではなく、すべて家庭内で解
決すべきだと思っ
ていませんか。

ドメスティック・バイオレンスは、特別なことでも、自分には全く縁のないことでもありません。あなた自身の小さな気づきから、ドメスティック・バイオレンスをなくす第一歩が始まるのです。

〈引用・参考文献〉

- 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会 2002『ドメスティック・バイオレンス(新版)』有斐閣選書
- 戒能民江監修 2002『ドメスティック・バイオレンス 夫婦ゲンカが犯罪になるとき』主婦と生活社
- 神奈川県立かながわ女性センター 1999『援助者のためのドメスティック・バイオレンス対応の手引』
- 内閣府男女共同参画局 2002『配偶者からの暴力相談の手引』
- 中村正 2001『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社
- 日本DV防止・情報センター 1999『ドメスティック・バイオレンスへの視点』朱鷺書房
- 日本DV防止・情報センター編著 2000『知っていますか？ドメスティック・バイオレンス一問一答』解放出版社
- 長谷川京子監修 日本DV防止・情報センター編 2002『口語で読むDV防止法活用ハンドブック』朱鷺書房
- レノア・E・ウォーカー著 斉藤学監訳 1997『バタードウーマン 虐待される妻たち』金剛出版

女性相談の窓口 女性相談員が相談に応じます。

相談費用は無料
秘密は厳守します

あなたがDVで苦しんでいたら、まずは相談してください。
あなたのまわりで、DVに苦しむ人がいたら、思いを受け止め、「あなたは、悪くない」と伝えてください。
わかってもらえるという体験が力になります。そして相談機関の情報を提供してください。

*相談時間:月～金曜日 午前9時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除きます)

島根県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

大田市大田町大田イ236-4

相談専用 TEL
0854-84-5661

相談専用 FAX
0854-84-5662

松江健康福祉センター (東部福祉事務所)

松江市大輪町420

TEL **0852-25-8071**

木次健康福祉センター (雲南福祉事務所)

大原郡木次町里方531-1

TEL **0854-42-9631**

出雲健康福祉センター (簸川福祉事務所)

出雲市塩冶町223-1

TEL **0853-21-1192**

浜田健康福祉センター (那賀福祉事務所)

浜田市片庭町254

TEL **0855-29-5544**

益田健康福祉センター (西部福祉事務所)

益田市昭和町13-1

TEL **0856-31-9540**

隠岐支庁健康福祉局 (隠岐福祉事務所)

隠岐郡西郷町港町塩口24

TEL **08512-2-9810**

*相談時間:月・火・木・金曜日 午前10時～午後4時
(祝日・年末年始を除きます)

松江市男女共同参画センター

松江市白潟本町43 スティックビル2階

相談専用 TEL
0852-25-2602

編集後記

啓発誌「しまねの女と男」は、これまで、女性問題についての解説や国・県の動きなど、男女共同参画社会づくりに関する情報を県民の皆さんに発信する目的で、年4回発行してきました。

今年度から、発行回数を年2回に変更することに伴い、男女共同参画に関わる様々なテーマごとのテキストとしても活用いただければとの思いを込めて、内容を一新しました。今後とも、男女共同参画社会の実現に向けた諸課題について、更に詳しく分かりやすい情報の提供に努めてまいります。



島根県立男女共同参画センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅西隣)

TEL 0854-84-5500(代) FAX 0854-84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間 / 9:00～19:00 (貸し出し施設については21:00まで)
- 休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

県内の政策・方針決定過程における女性の参画状況



本県の現状 ●女性議員・審議会等女性委員MAP

(平成14年3月現在)

◎市町村議会議員 5.7% (議員総数915人中女性52人)

◎市町村の審議会等委員 16.1% (委員総数12,098人中女性1,950人)

■法・プランにおける位置づけ

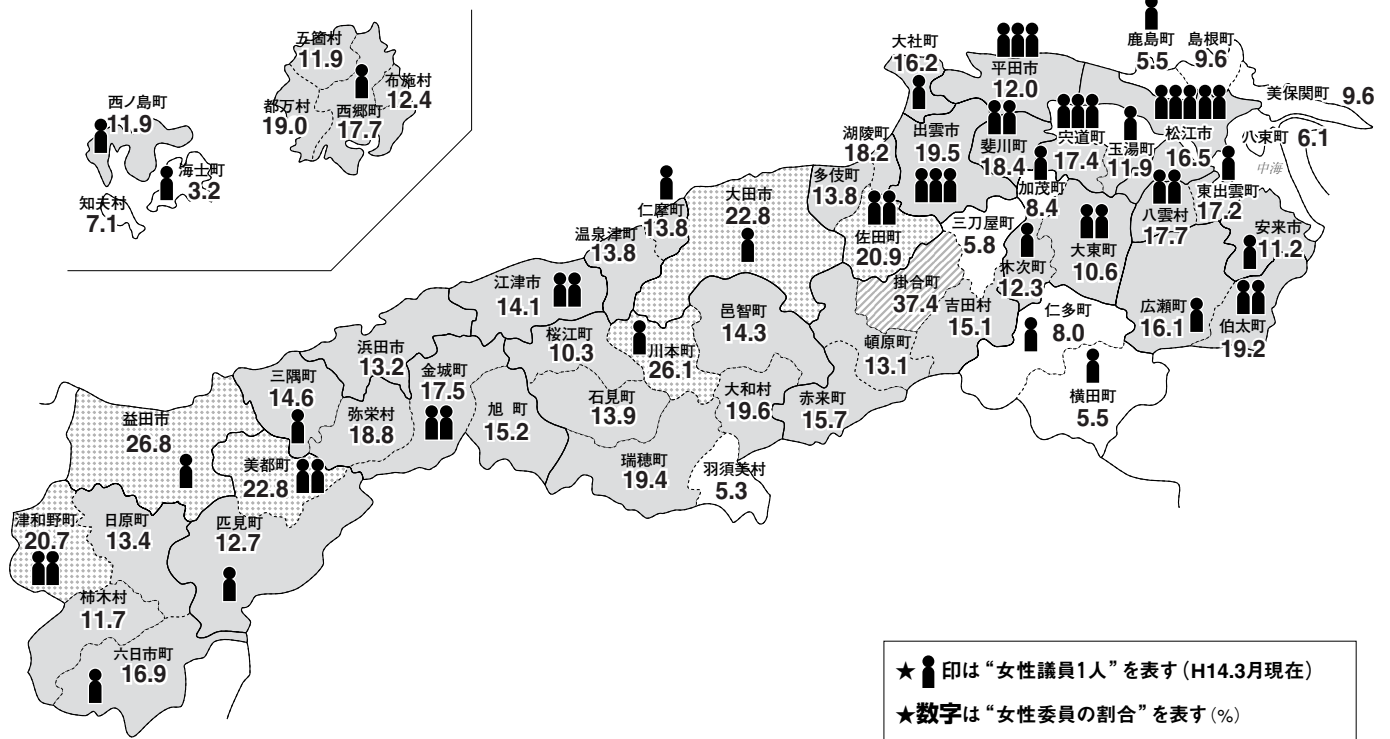
【国】男女共同参画社会基本法：基本理念

男女共同参画基本計画：政策目標

【県】長中期計画：政策展開の方向、施策体系

男女共同参画計画：基本目標、重点目標、数値目標

(審議会等への参画率)



●国、県の審議会等における女性委員の割合の推移

単位 (%)

調査年月	H10.3	H11.3	H12.3	H13.3	H14.3
県の審議会等	9.8	10.6	16.2	17.3	20.3
国の審議会等	17.6	18.6	20.4	24.3	

●女性議員の割合

単位 (%)

調査年月	H12		H13		H14
	島根県 (3月)	全国 (12月)	島根県 (3月)	全国 (12月)	島根県 (3月)
都道府県議会	2.4	5.5	2.4	5.7	2.4
市議会	7.4	10.1	7.4	10.5	8.0
町村議会	4.5	4.5	5.0	4.8	5.0
市区町村議会	5.1	6.4	5.5	6.8	5.7

★印は“女性議員1人”を表す (H14.3月現在)

★数字は“女性委員の割合”を表す (%)

★審議会等における女性委員の割合

□	10%未満	□	20~30%未満
■	10~20%未満	▨	30~40%未満

島根県では、「島根県男女共同参画推進条例」において、「男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念として定めています。そして、「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」において、審議会等への女性の参画率の数値目標を平成17年度末に25%以

上、平成20年度末までに30%以上と設定し、「審議会等への女性の参画推進要綱」に基づく積極的な女性委員の登用や、男女共同参画センター「あすてらす」における女性のエンパワーメント(力をつけること)に向けた事業を行っているところです。こうした取組を通して、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めています。

島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）における 数 値 目 標 と 現 状 値

区 分	No.	項 目	H12年度	現状値 ^(H14.3)	目標値 ^(H17)	所管課(室)	備考
●第4章 基本目標Ⅰ	1	男女の地位の不平等感(各分野平均)	59.7%	(H12) 59.7%	50.0%	男女共同参画室	
	基本目標Ⅱ						
	2	審議会等への女性の参画率	16.2%	20.3%	25%以上	男女共同参画室	H20年度末30.0%以上
	3	女性委員を含む審議会等比率	74.5%	77.6%	95%以上	男女共同参画室	
	4	女性人材情報登録者数	520人	526人	800人	男女共同参画室	
基本目標Ⅲ							
	5	乳児保育	190か所	207か所	240か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	6	延長保育	96か所	105か所	125か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	7	休日保育	5か所	5か所	10か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	8	一時保育	77か所	101か所	90か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	9	地域子育て支援センター	16か所	21か所	35か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	10	多機能な保育所の整備	—	10か所	30か所	青少年家庭課	H12～16年度期間中整備数
	11	乳幼児健康支援一時預かり	1か所	2か所	4か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	12	病後児保育	1か所	2か所	6か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	13	放課後児童クラブ	62か所	72か所	110か所	青少年家庭課	H16年度達成目標
	14	ファミリー・サポート・センター	3か所	5か所	8か所	労働政策課	H16年度達成目標
	15	介護老人福祉施設	^(H11) 3,475床	3,865床	3,994床	高齢者福祉課	H16年度達成目標
	16	介護老人保健施設	^(H11) 1,645床	1,795床	2,214床	高齢者福祉課	H16年度達成目標
	17	在宅介護支援センター	^(H11) 75箇所	93箇所	94箇所	高齢者福祉課	H16年度達成目標
	18	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	^(H11) 14箇所	15箇所	21箇所	高齢者福祉課	H16年度達成目標
	19	ケアハウス	^(H11) 9箇所	10箇所	12箇所	高齢者福祉課	H16年度達成目標
	20	女性農業委員数	^(H11) 0.6%	0.6%	7.2%	農業振興課	H16年度達成目標
	21	女性の農業士数	^(H11) 43人	47人	70人	生産指導課	H16年度達成目標
	22	農林水産業関係女性起業グループ数	^(H11) 144グループ	154グループ	160グループ	生産指導課	H16年度達成目標
	23	家族経営協定締結農家数	^(H11) 48戸	82戸	160戸	生産指導課	H16年度達成目標
	24	市町村障害者社会参加促進事業	7	10	15(H14年度まで)	障害者福祉課	新プラン策定中
基本目標Ⅳ							
	25	人工妊娠中絶率・件数	^(H11) 12.1	12.0	12.0	健康推進課	女子人口千人対
	26	乳児死亡率	^(H11) 4.1	2.5	4.0	健康推進課	出生千対
	27	低体重児出生率	8.7%	8.3%	8.5%	健康推進課	H12年度
	28	周産期死亡率	^(H11) 6.7	4.9	5.0	健康推進課	出産千対
	29	平均自立期間(女性)	^(H7) 全国5位		全国1位	健康推進課	65歳以上平均自立期間
	30	性感染症件数	^(H10) 198件	246件	198件	薬事衛生課	増加を防ぐ
●第5章							
	31	男女共同参画計画策定市町村数	8	9	33	男女共同参画室	
	32	あすてらすネットワーク会員数	100人	190人	300人	男女共同参画室	

・ No.5～No.14の目標値は、「島根県児童育成計画」に基づく。 ・ No.15～No.19は、「島根県老人保健福祉計画」に基づく。
 ・ No.24は、「しまね障害者プラン」に基づく。 ・ No.20～No.23は、「農山漁村におけるパートナーシップに関する指標」に基づく。
 ・ No.25～No.30の現状値は、「島根県保健医療計画」に基づく。